

(2) 管理運営の基本方針

① 藤沢市運動施設等の管理運営基本方針

本財団は、多くの市民に親しまれ利用されている藤沢市運動施設等の指定管理者として、また、スポーツ広場（女坂スポーツ広場、葛原スポーツ広場、天神スポーツ広場）管理業務の受託者として、市内各スポーツ施設を一括で管理するうえで、藤沢市スポーツ推進計画2029及び国の「スポーツ基本法」、「スポーツ基本計画」を十分に理解した事業展開と施設の管理運営に努めるとともに、公園施設についても「藤沢市緑の基本計画」の趣旨を理解し、緑の将来像を実現するための緑の保全や創造など、5つの基本理念にも配慮した業務を遂行してまいりました。

今後も引き続き、長年培ってきた安全で快適な藤沢市運動施設等の管理運営と、市民の声（意見、提案）を取り入れた新たな事業やサービスを創造・提供することにより、子どもから高齢者まで障がいの有無にかかわらず、全ての市民が「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」気軽にスポーツに親しめる環境づくりに努めてまいります。

また、秩父宮記念体育館については、スポーツの宮様として知られた秩父宮雍仁親王殿下の宮家より「秩父宮」の名を冠することを賜っている記念体育館であることや、秋葉台公園及び八部公園については、藤沢市北部地域・南部地域の運動施設の拠点であるとともに、指定緊急避難場所をはじめ防災に関する備蓄保管としての役割も担う総合運動公園であること、石名坂温水プールについては、地元還元施設としての役割も兼ねて設置された施設であることなど、各施設の役割や目的を理解した事業展開を行ってまいります。

そして、指定管理者募集要項記載の「指定管理者が行う業務」を理解し、各施設において公平で平等なサービスを提供することで、藤沢市の公共スポーツ施設としての役割を果たすとともに、藤沢市地域防災計画等で定められた施設の役割を十分理解し、施設の適正な管理運営に努めてまいります。

市民のスポーツ推進、健康増進を担う公益財団法人として、藤沢市はもとより、平成13年4月発足した藤沢市スポーツ連盟（藤沢市体育協会、藤沢市レクリエーション協会、藤沢市スポーツ少年団本部、藤沢市スポーツ推進委員協議会、藤沢市地区社会体育振興協議会連合会、藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会）等のスポーツ関係団体をはじめ、藤沢市医師会、藤沢市保健医療財団など健康に関連する団体との協力関係を築き上げ、藤沢市がめざす「健康で豊かな長寿社会をつくる」に寄与してまいります。